



もうすぐ夏休みに入ります。研修等で忙しいとは思いますが、一学期にできなかったことや家族で旅行をするなど、公私を問わず有意義な夏休みになるといいですね。

## ※事後確認に関して……

### 事後確認とは？

扶養手当などを受給している職員が「もらう資格の有無を自ら証明する」ものです。

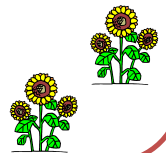
今年には県教委から、事後確認の方法や様式について変更連絡がありました。例年とは違う書類をお願いすることもあります。ご了承ください。



### 昔 むかしのことですが……

新しく開通した道路を通れば通勤距離がかなり短くなるにもかかわらず通勤届が未提出。そのため数人が過年度戻入をした覚えがあります。(開通時期まで遡って)

新しい道路ができていませんか？



### それって、おいくら？

賃貸契約書によくある文言 “駐車場代を含む”

うーん 駐車場代はいくらなのだろうか？ 1,000円 2,000円？ それとも…… 駐車場代はいくらなのかの確認をよろしくお願いします。(「家賃」には駐車場代は含まれません。)



### 手当は必ずもらわなくてはいけないのか？ もらうということはどういうことなのか？

例えば通勤手当で、「特急料金をもらえる要件に該当するので必ずもらわなくてはいけないのか」というとそんなことはありません。実際に利用する場合のみでいいのです。

もらっているということは「利用しなくてはならない」ということになります。

「時間が合わないのほとんど乗っていない」というわけにはいかないのです。

扶養手当でも、「配偶者が無職無収入 だから扶養に入れなければならない」ではありません。「届を出したら扶養手当をつけることができますよ」ということです。そして、権利があれば当然義務が生じます。年に一回の**事後確認**は権利を行使したことによる義務なのです。ご理解ください。



### 雇用保険の基本手当受給について

「雇用保険受給資格証」は大切に

雇用保険の基本手当を受給していると扶養に入ることができないことが多いです。

※失業とは、離職した方が「就職しようとする意思といつでも就職できる能力があるにもかかわらず職業に就けず、積極的に求職活動を行っている状態にある」ことを言います。失業の認定(失業状態にあることの確認)をしてもらうため、指定された日に管轄のハローワークに行き、期間中にどのくらい求職活動をしたか・どれくらい働いたか等を報告します。そして失業と認定されたら、基本手当が受給できます。

「雇用保険受給資格証」はその間の状況をきちんと記録していきます。受給終了後に扶養家族になる場合に提出を求められることもあるので、大切に保管を！！



## ”請う ご期待！”そして、精算は速やかに



今年は、夏休みバージョンとして給与・福利Gから別紙で旅行命令書の作成についてのお願いを出す予定をしています。こんなことまで書くのは失礼なのでは？とか この書き方でわかってもらえるのか？とか 試行錯誤した結果の別紙です。

夏休みは特に、**出張が終わったらその都度精算**をお願いします。長期休業中は学校不在のため差し戻しても、なかなか再精算がしてもらえません。県教委の締め切りは例月どおりです。毎年綱渡りの状況です。

### 予算コードが違うからと言って何故差し戻されるの？

「一般旅費」と「別枠旅費」との違いがあるからです。

#### 別枠旅費とは？

県教委等の担当部署で企画した事業に伴う予算で支出される旅費。普通の旅費請求で支出されますが、事業ごとに決められた支出コードを入力することで、学校に配分された予算とは別に支出されます。

ちなみに学校に配分された予算は範囲内で校長の裁量で旅行命令がなされ支出となります。



受け取る旅費  
(通帳に振り込まれている旅費)

一般旅費 (学校へ配当された予算)  
(中学校1183-01 小学校1181-01)

+

別枠旅費 (おもに出席者の報告をするもの 1183-01  
1181-01以外のコードのもの 初任研・経験者研等含む)

### 出勤簿関係について

特に会議・研修が多い期間ですので、こまめに手入れをしましょう。

- ①出勤したら即 押印しましょう。
- ②休暇簿等も忘れず書きましょう。次に出勤するまでの分は必ず承認を受けておいてください。

### 週休日に出張や出勤をしたら振替簿に記入を

個々にお知らせすることはしませんので、自分で責任を持って勤務状況を管理し、条例規則に則って処理してください。その日の出勤や出張の時間を把握する必要があるので、出勤(出張)が決まりましたら速やかに記入してください。

不明な点は事務職員まで。

### 研修承認簿 ここにご注意！



※承認簿の何時から何時までの欄に必ず記入してください。  
※1日の中で、研修と年休を併せてとる場合は、学校で勤務することがなければ、休憩時間以外の空白時間が生じないようご注意ください。  
※研修が終わったら速やかに報告書を出してください。

## web会員になろう！

と言っても怪しげなものではありません。



①互助会の各種厚生事業の申し込みがネット上でできます。

②控除送金明細書がいつでも確認できます。

例えば、互助会の文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設利用補助金が支給されたかどうかもわかります。育児休業中の職員から自宅でいつでも見られて便利だとの声もいただいています。インターネットを使っているなら一度考えてみませんか？

学校に明細を届かないようにもできますよ。エコに、協力もできます。ご一考ください。

詳しくは教文会館のホームページをご覧ください

### 個人情報の保護＝自己責任 (共済・互助会への申請は忘れなく)



いつのまにか静かに確実に浸透してきているなど感じます。

たとえば育児休業手当金の振り込み連絡も本人にしか行きません。ということは、支給されているかどうかは本人以外では把握できないということです。時効がくれば権利は消失します。忙しいということは言い訳にはなりません。自分の権利は自分で守ってくださいね。

